



事務連絡  
平成23年5月18日

日本産科婦人科学会会長 殿

財務省主計局  
給与共済課長 重藤 哲郎

東日本大震災に伴う出産費等の医療機関等への直接支払制度における組合員証等の提示について

出産費等の医療機関等への直接支払制度については、東日本大震災による被災のため、組合員証等を提示できない場合であっても、妊婦等が希望する場合には、制度を利用して差し支えないこととしてきたところである。

今般、各国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）において組合員証等の再交付が随時行われることから、組合員証等の提示について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴関係機関、団体等に対し、周知方よろしくお取り計らい願いたい。

## 記

### 1 平成23年7月1日以降の組合員証等の提示について

平成23年7月1日以降、直接支払制度を利用する場合には、組合員等又はその被扶養者（以下「妊婦等」という。）は、原則として、通常どおり、入院する際に組合員証等を医療機関等へ提示するものとする。

このため、医療機関等においては、組合員証等を紛失した妊婦等に対し、速やかに加入している共済組合に連絡し、組合員証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。

### 2 組合員証等の提示がない場合について

医療機関等においては、被災により組合員証等を紛失した妊婦等が、平成23年7月1日以降も組合員証等を提示せずに直接支払制度を利用しようとした場合には、以下の①及び②の事項について申告を受けた上で、制度を利用して

差し支えないものとする。

ただし、速やかに組合員証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び組合員証等の記号・番号を必ず医療機関等へ連絡するよう伝えること。

なお、後日、出産費等の請求に必要な事項について問い合わせることができるよう、必ず妊婦等の連絡先（避難先住所、電話番号）も確認しておくこと。

- ① 妊婦等の氏名及び生年月日
- ② 妊婦等が加入する（支給を希望する）共済組合名。共済組合名が不明の場合は、組合員等の勤務先。